

切れ目のない在宅医療の体制整備支援事業（案）

福祉保健局医療政策部
令和3年11月2日

資料3-1

事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う病床の逼迫によって、在宅療養中の方が陽性になっても入院することができず、やむを得ず自宅療養とならざるを得ない状況が地域で発生している。地域ではそのような状況下の方を支えるべく、行政だけでなく在宅医、訪問看護ステーション等が協働して24時間の支援体制構築に取り組んでいるという現状がある。

今般、地域で取り組まれている24時間の体制構築が、新型コロナウイルスの蔓延が収束した以降においても、継続して取り組まれるよう区市町村支援を行う。

実施内容

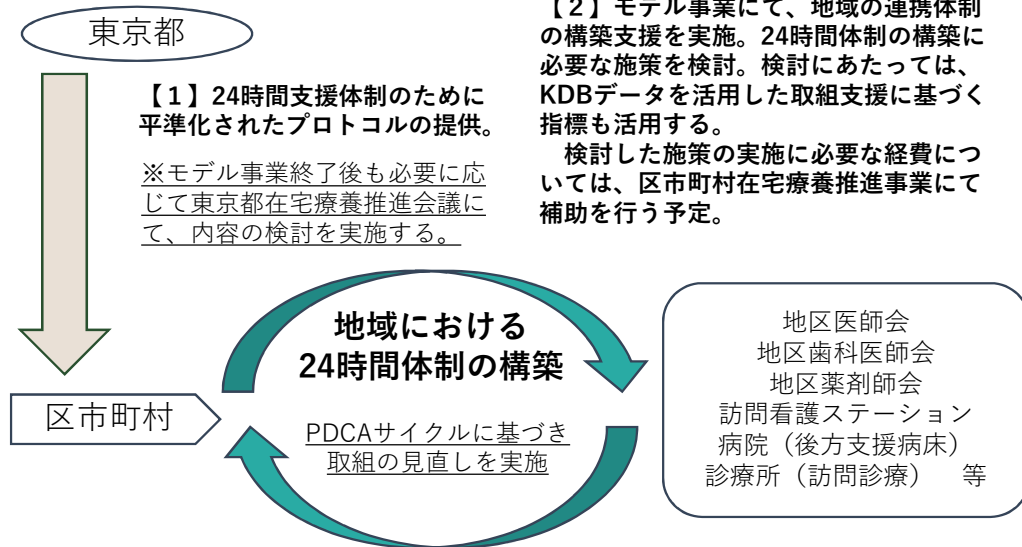
【1】 24時間体制構築のための区市町村向けプロトコルの作成

これまでの地域での取組をもとに、区市町村が主体となって24時間体制構築の際に取り組むべき項目や考慮すべき事項をプロトコル（手順書）として作成。地域の在宅医や訪問看護事業所の数や診療実施内容に依存することなく、行政が主体的に24時間体制を構築できるようになることを目的とする。

【2】 プロトコルの評価検証のためのモデル事業の実施

プロトコルをもとに、2～3区市町村でモデル事業を実施。内容としては、24時間体制整備に向けた検討会の設置や各地区医師会・地域の医療介護関係事業所との連携体制の構築の支援を実施する。
上記で構築した連携体制を維持、推進するための施策検討も併せて実施。対象経費については、別途区市町村在宅療養推進事業にて補助を実施予定。

【事業イメージ】



令和3年度

令和4年度

